

滝川都市計画特別用途地区の変更（滝川市決定）

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
特別工業地区	約 47 ha	1 法別表第 2（ぬ）項に掲げるもの 2 次に掲げる事業を営む工場 (1)亜硫酸ガスを用いる物品の漂白 (2)骨炭その他動物質炭の製造 (3)魚粉、フェザーミール、肉骨粉、肉粉若しくは血粉又はこれらを原料とする飼料の製造 (4)羽又は毛の洗浄、染色又は漂白 (5)骨、角、きば、ひずめ又は貝殻の引割又は乾燥研磨で原動機を使用するもの (6)鉱物、岩石、土砂、コンクリート、アスファルト・コンクリート、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉砕で原動機を使用するもの 3 住宅（地区内に立地する事業所の管理人のための住宅を除く。）、共同住宅、長屋住宅、寄宿舎又は下宿（地区内に立地する事業所の所有に係る従業員のための共同住宅、長屋住宅又は寄宿舎で市長が認めたものを除く。） 4 図書館、博物館その他これらに類するもの 5 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設 6 マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、テレホンクラブその他これらに類するもの（勝馬投票券発売所及び場外車券売場等は除く。） 7 物品販売業を営む小売店舗又は飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートルを超えるもの 8 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの
研究研修地区	約 25 ha	1 住宅（試験・研究施設、研修施設、開発型工場その他これらに類する用途に供する施設（以下「研究・研修施設」という。）の管理人のための住宅を除く。） 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿（地区内に立地する研究・研修施設に付属するその施設の従業員のための共同住宅、寄宿舎又は下宿で市長が認めるものを除く。） 3 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校 4 老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの 5 病院 6 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの 7 店舗又は飲食店（その用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートル以内のもので、区域内の研究・研修施設の一部分を構成するものを除く。） 8 ホテル又は旅館（区域内の研究・研修施設の一部分を構成するものを除く。） 9 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する政令で定める運動施設（区域内の研究・研修施設の一部分を構成するものを除く。） 10 カラオケボックスその他これらに類するもの 11 マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 12 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 13 キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの 14 自動車教習場 15 畜舎（床面積の合計が 15 平方メートル以内のもの又は研究・研修施設を除く。） 16 工場のうち法別表第 2(リ)項第 3 号に掲げるもの（研究・研修施設を除く。） 17 その貯蔵又は処理の量が、政令第 130 条の 9 第 1 項の表商業地域の欄に定める数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供するもの（研究・研修施設を除く。）
大規模集客施設制限地区	約 82 ha	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場、勝馬投票券発売所その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの
商業業務誘導地区（第一種）	約 115 ha	店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 5 十平方メートルを超えるもの
商業業務誘導地区（第二種）	約 236 ha	店舗、飲食店その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が 5 百平方メートルを超えるもの

商業業務誘導地区（第三種）	約 218 ha	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場、勝舟投票券発売所その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1千平方メートルを超えるもの
商業業務誘導地区（第四種）	約 43 ha	劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場、場内車券売場、勝舟投票券発売所その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が3千平方メートルを超えるもの
合計	約 766 ha	

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

コンパクトな都市づくりに即したバランスある適正店舗面積の立地を誘導し、市全体としてバランスのとれた集約型の都市構造の実現を図るため、都市計画の特別用途地区（大規模集客施設制限地区及び商業業務誘導地区）を定める。

滝川都市計画特別用途地区新旧対照表

	種 類	変更内容			備考
		現 在	変 更	増 減	
1	特別工業地区	50	47	▲ 3	
2	研究研修地区	25	25	0	
3	大規模集客施設制限地区	144	82	▲ 62	
4	商業業務誘導地区	0	612	612	
	（第 1 種）	0	115	115	
	（第 2 種）	0	236	236	
	（第 3 種）	0	218	218	
	（第 4 種）	0	43	43	